

本速記録は、実際の発言者に発言内容の確認を頂いたものではありません。
そのため、発言者が異なる場合や表記に誤りがある可能性があります。

第10回 総合規制改革会議 議事概要

1. 日時：平成13年10月1日（月）14：45～17：30
2. 場所：合同庁舎4号館共用第1特別会議室
3. 出席者：
（委員）宮内義彦議長、飯田亮議長代理、生田正治、奥谷禮子、鈴木良男、
高原慶一郎、村山利栄、森稔、八代尚宏、米澤明憲の各委員
（政府）渡辺大臣政務官
（事務局）〔内閣府〕坂政策統括官、岡本審議官、竹内審議官、磯部審議官、梅村審議官、吉原事務室長、長屋事務室次長
4. 議事次第
 - （1）「改革工程表」について
 - （2）関係団体等ヒアリング
 - 米国
駐日米国大使館経済担当公使 マイケル・W・マハラック
ク
 - 経済団体連合会
副会長・行政改革推進委員長 大賀 典雄
行政改革推進委員会規制改革推進部会長 鈴木 祥弘
常務理事 立花 宏
 - E U
駐日欧州委員会大使 オブ・ユールヨーゲンセン
参事官 マイケル・プルヒ
一等書記官 エリス・マシューズ
一等書記官 コーネリス・ケイザー
経済担当官 田辺 正実
 - （3）その他
5. 議事概要

○宮内議長　まだ時間が来ておりませんが、ヒアリングの前に少し事務局から御説明をしていただく件がございますので、ただいまから、第10回の会議を始めさせていただきます。

本日は、神田、河野、清家、八田委員が御欠席でございます。

後ほど、渡辺大臣政務官がおいでになるという予定でございます。

今日はいつものとおりに関係団体とのヒアリングということでございますが、その前に先般、経済財政諮問会議で改革工程表及び改革先行プログラム、いわゆる中間とりまとめができましたので、これにつきまして事務局から説明をお願いしたいと思います。

それでは、お手元に「改革工程表」、平成13年9月26日という少し厚い資料でございますが、それと「改革先行プログラム（中間とりまとめ）」という2つの資料がお配りしてあるかと思っておりますので、これにつきまして簡単に御説明させていただきます。

そもそも、これは何だということなんですけれども、これはいずれも6月に経済財政諮問会議の方で、今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針、いわゆる骨太の方針というものが決められたわけでございますけれども、それを実際の政策に具体化させるための作業ということでございまして、改革工程表の方は、これから取られます措置につきまして、例えば9月末までに実施するもの、あるいは臨時国会で実施するもの、更には13年度中に実施するものというふうな具合に、時系列でこれを整理したものでございます。

改革先行プログラムの方は、特に現在の雇用情勢などを踏まえまして、早急に実施すべきものをそのうちから選んで、ただ、現時点では補正予算が未定でございますので、中間とりまとめということになっておりますけれども、その補正予算の分も含んで10月の中旬には、最終的にとりまとめられるということになっておるわけでございます。

規制改革の方につきまして申し上げますと、7月に中間とりまとめということでおつくりをいただいたわけでございますけれども、それについては、最大限それもできるだけ前倒しして工程表に載せるようにというふうな指示が総理から出たこともありまして、各省と折衝しました結果、大部分の項目について、何らかの形で工程表に記載されることになったわけございまして、工程表に載せられた項目のうち、13年度中に実施すべきものというものが先行プログラムに載せられておるわけでございます。

この工程表と先行プログラムは、9月21日の経済財政諮問会議で了承されたわけでございますけれども、医療部分につきましては、9月26日に経済財政諮問会議の方で、医療制度全体の議論が行われましたので、少し遅れて規制改革の部分も、医療分野につきまして

は、26日に議論をされております。

お手元にお配りしました工程表というのは、規制改革の部分というのは、一番最後の方、43ページから各論のような表が付いているわけでございますけれども、今申し上げました医療の部分も組み込んだ表になっております。

それから、改革先行プログラムの方も、別表のような形で規制改革につきましては、14ページから関連別表というふうにして付いております。

こちらはまだ中間とりまとめということなものですから、医療の部分はまた別になって、最後の2～3枚のところについておりますけれども、10月の中下旬の最終とりまとめの段階では、ここのお手元に配りました最後の3枚ぐらいの部分を組み込むということが既に決まっておるわけでございます。

7月の中間とりまとめというのは、あくまで段階では、ある一審議会の意見、それも暫定的な意見という性格のものであったわけでありましてけれども、今回、この改革工程表ですとか、あるいは先行プログラムというふうな流れにうまく乗ることができまして、そういう意味では政府の方針として位置づけられるということになったわけございまして、事務局としましても、委員の皆様の御協力のお陰と感謝しているわけでございます。

中間とりまとめの項目で載らなかったものもございまして、こういうものにつきましては、引き続き関係者との意見交換を行いまして、後ほど御説明いたしますけれども、6分野以外の項目などと併せまして、年末の最終取りまとめに向けて作業を進めるということになるかと思っております。

簡単ですけれども、以上でございます。

○宮内議長 何か御質問等ございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、今日の議事でございますが、3つの団体からヒアリングをさせていただいておりますが、前2回の会議で報道関係者を入れて公開ヒアリングとさせていただきました。本日につきましても、ヒアリング団体から公開でという御要望もございまして、公開ということにさせていただきたいと思っております。

なお、ヒアリングの終わりますのは、5時15分という予定でございますが、その後、ちょっとまた内部だけの連絡事項等もございまして、少し御議論をいただく点がございません。

以上でございます。

それでは、おいでいただくようお願いいたします。

(米国出席者入室)

○宮内議長 マハラック公使さん、日本語でやっていただけるわけですか。

○マハラック公使 英語で、質問があれば日本語で答えます。

○宮内議長 それでは、ただいまから、米国からのヒアリングをさせていただきたいと思
います。

本日は、駐日米国大使館経済担当公使でいらっしゃいます、マイケル・W・マハラック
さん、それから御担当の皆様方においでいただいております。

全体で約45分を予定しております、できましたら30分ぐらいで御説明をいただきまし
て、残りの時間を意見交換に当てたいと、このように考えておりますのでよろしくお願
いいたします。

○マハラック公使 ありがとうございます。皆さん、私は、今日、英語で私の表明書
を読むつもりですけれども、皆さん、日本語でのものを持っていると思います。

だから、私の日本語は、そんなに上手ではないですから、英語で進めましょう。

(マハラック公使英語にて説明)

○宮内議長 ありがとうございます。日本語のテキストを御用意をいただいております
たので、このままで意見交換にさせていただくということによろしゅうございましょうか。
それでは、どうぞ鈴木さん。

○鈴木委員 どうも、マハラックさん、こんにちは。我々は御国とは前身の時代から非常
に規制緩和という一つの方向について共同して、いろいろディスカッションを生産的にや
ってきたということに対して感謝いたします。

ただ、今日、お話を承った中の問題は、大部分のものについて私どもの主張と同じで
ございまして、賛成です。ただ、1つだけ非常に残念なことがありまして、それは何かと言
うと、アービトラリー・ターゲティング・フォーリン・プロダクトは、ノット・アクセク
タブルであり、プロダクティブではないと、こういうふうにおっしゃっておられる、この
一行だけでありまして、これについて、ちょっと私、マハラックさんの御意見を承りたい
というふうに思います。

問題は何かと言うと、御承知だと思いますけれども、これはペースメーカー、それから
P T C Aカテーテル、人工関節、これらのほとんどがアメリカが生産しておるものであり
ます。日本における使用料の約41%を占めておると、医療用機器においてかなり大きな分
野であります。

この問題の中で、一番我々が問題と考えられるのは、御国、アメリカの中においては、
例えばそれらのものが10円で売られておるものが、これが輸出されますという30円ない

し40円という形になり、そして生産者のメーカーが、国内販売をするときには、65ないし75円、つまり約6.5倍ないし、7.5倍にまでメーカー側のサイドで上がってくると。そうして、その後、日本の流通というものに掛かりまして、そのところで残りの35ないし25%というものが吸収されていくという、この構図になっておるといのは、これは先刻御案内だと思いますが、とにかくメーカーの国内販売価格というの、これはアメリカにおける生産会社の取り分であります。それが、アメリカにおいては、10ないし20であるものが、日本においては、65ないし75になっておるといのが現実であって、しかもそれが41%という医療用機器の中で大きなウェートを占めておるといのは、これは事実であるわけですね。

ですから、私どもは、これを取り上げて工程表の中に盛り込みました。決してアービトラリーなセレクションではないと、私どもは思っております。もう日本にとっては、ネセサリーなプロシーディアであり、ミーニングフルなものであるというふうに私どもは思っております。

そこで御質問させていただきたいということですが、確かにこの問題に対しては、日本においてこれを大体買うのは病院ですから、病院の購入態度というのに対してある厳しさというのがないという点もあろうかと思えます。あるいは、そこら辺の流通問題に、サービスを過大に要求するという問題もあるかと思えます。そういうこともありましようが、しかし、供給する側が争ってそれをやっておられるということも、また1つの反面の事実ではないかというふうに思えます。

私の質問は、要するに端的に言いますと、10円のを65円ないし75円で売ると。それは、日本のメーカーは残念ながら、こういうものはつくりませんから。要するに御国における技術上の優越性というものを拝見しておるわけですが、そういうことが売れるからという形で売るといのは、一体アメリカが信奉されるフェアネスという精神ということから考えて、フェアであると、ある国に対し、Aという国に対しては10円だと、Bという国に対しては、65円ないし75円だというトレード・プラクティスは、フェアであるとお考えかどうかということが第1点です。

第2点は、日本の競争政策の中においても、不公正な取引方法というのがあります。アンフェア・トレード・プラクティスです。そのアンフェア・トレード・プラクティスの中に、差別的対価というのものが一つのジャンルとして入っております。アメリカのシャーマン法も同じであると理解しております。

そこで、私の御質問したいのは、今のこの状況というのを置き換えてみて、もし日本が

日本の国内において10円で売っておるものを、それを御国において65円ないし75円というふうなもので売っていくという、これこそまさにアービトラリーなプライシングをやった場合には、特に域外適用ということの一つの手段としておられるアメリカのシャーマン法は、一体いかなる態度をお取りになるのか、この2点、フェアネスについてはいかがお考えか、それからこのようなことをもし日本がやった場合、一体どういうふうにアメリカは考えられるのか、域外適用の問題を含めて、この2点についてマハラックさんの御意見を承りたいと、こういうふうに思います。

○マハラック公使 ありがとうございます。非常にいい質問ですけれども、私は一つの例について何も具体的には答えできないけれども、物価を設定することはすごく複雑なんだと思うんですけれども、それは公正か非公正どうか詳しいことがわからないので、私はちゃんと返事できません。

第2の質問は、私と同じ、いろいろ物価の差があれば、何かアンチ・ダンピングとか、アンフェア・プラクティスとか、そういうインベストゲーションをする可能性があります。でも、日本の場合は、これは本当にアンフェア・トレード・プラクティスかどうか、私は個人的に余りお返事はできない。私たちの目的は、そういうようなアメリカン・デバイスのことは、ヘルスケアの予算の中で0.3%ぐらいです。日本のヘルスケアのコスト・ドライバーというのは、一番大きいコストアップの理由は、病院にいる時間とか、どのぐらい薬を使うとか、経営のようなことだと思います。だから、私たちの意味は、こういう問題も何かの理由があれば、勿論取り扱うべきですけれども、でも非常に強調するのは、やはり一番コスト・ドライバー、私たちの考えで、それはホスピタルゼーション関係のものだと思います。

○鈴木委員 重ねては言いませんが、0.3%であるからいいではないかと。あるいは、この前ACCJの方がおっしゃっておられたけれども、日本の医療技術というのに対して貢献しておるのではないかと、そういう議論というのは、いかがなものかと。私は、そういう差別的な取り扱いをするのをフェアと見るのか、見ないのかと。このことを単純に聞いておるだけの話だということを申し上げておいて、ほかで貢献しておるからいいではないかと、あるいは少ないからいいではないかという性質のものではない。小さなものの集まりによって全部ができておるんだということを申し上げておきたいというふうに思います。

なお、本件については、近々にACCJさんから、オフィシャルにお話を聞きたいと思いますが、ACCJさんが、この問題について、正当に代表しておられるかということに

についても御意見を承りたいと思います。

○マハラック公使 何とか、担当の問題があれば、勿論取り扱うべきですけれども、A C C Jからの意見を聞いた方がいいと思います。

○鈴木委員 大使館ではないんですか。

○マハラック公使 私の意見で、今、メディカルの中で一番集中した方がいいのは、多分、コスト・ドライバー、私は、こういうものを個人的に詳しい情報を持っていない。私は、こういう担当にそういう質問を上げて、彼に聞いてからもう一度手紙で返事を渡します。

○宮内議長 あと、御意見ございますでしょうか。どうぞ。

○村山委員 1つだけ質問があるんですけれども、そちら米国大使館様の方で、こちらに出されているペーパーの方の、いわゆるインタレストをお持ちの項目として、都市再生とか、不動産というのは、これは私のやっているところなんですけれども、全然メンションがないんですが、それに関しては、余り重要ではないというふうに考えていらっしゃるのでしょうか。そうですと言われると何かちょっと困ってしまうので、お答えを聞きたくないような気もするんですけれども。

(英語にて発言)

○マハラック公使 私たちの表明書の冒頭で、私は海外投資と、フィナンシャル・サービス・セクターについての話もあとと言いました。あそこで、不動産とか、そういうようなトピックを取り扱えます。心配しないで、本当に私たちはそれに興味を持っています。だから、よく話します。

○宮内議長 あとは、よろしゅうございましょうか。それでは、いつも前身の委員会のおきから、アメリカ大使館からは、いろいろ御要望はたくさんいただいたわけですが、この委員会、会議とのコミュニケーションと言いますか、そういう面では大変よくいっていたんではないかと思えます。

そういう意味で、引き続きアメリカからの御要望につきましては、我々に十分理解できる形でおっしゃっていただきまして、またそれを是非我々も検討を進めて参りたいと、このように思っております。引き続き御協力のほどよろしくお願いいたします。

今日は、大変お忙しいところおいでいただきましてありがとうございました。

以上をもちましてアメリカ大使館からのヒアリングを終わらせていただきます。

(米国出席者退室)

(経済団体連合会出席者入室)

○宮内議長 どうもお待たせいたしまして、今日は御多用のところおいでいただきましてあ

りがとうございます。

それでは、続きましてヒアリングということで、経済団体連合会からお話をお伺いすることいたします。

本日経団連からは、大賀典雄副会長・行政改革推進委員長。

鈴木祥弘行政改革推進委員会規制改革推進部長。

立花宏経団連常務理事を始め御関係の皆様方の御出席をいただいております。

大体45分ぐらいを予定させていただいております。御説明を30分程度でお願いいたしまして、残りの時間を意見交換ということにさせていただきたいと思っております。何分よろしくをお願いいたします。

○大賀副会長・行政改革推進委員長 それでは、ただいま御紹介いただきました経団連の行政改革推進委員長を務めております大賀でございます。

宮内議長を始め、総合規制改革会議の皆様には、お忙しい中このような機会をいただきありがとうございます。

本日は、経団連がこのたび取りまとめました「2001年度規制改革要望」について御説明とお願いに参上いたしました。

日本経済は、現時点でも大変厳しい情勢に入ってきておりますが、今回の米国のテロ事件の影響で、またまた予断を許さない局面となってきました。

ここ10年、日本経済はずっと閉塞状態にあり、構造改革の必要がうたわれてまいりました。ところが、宮内議長の並々ならぬ御苦勞からも推察されるように、新しい21世紀型の経済社会に必要な改革、政策転換が十分なスピードを持って機動的に実現しているとは言い難い状況でございます。これについては、既得権益に縛られた政官財ともに反省を促さなければなりません。同時に政策決定のプロセスにも、構造改革が必要であるように感じ取れます。

一方、現下の経済情勢は、不測の事態でいよいよ難しい状況になり、日本経済は待たなしの状況でございます。

経団連といたしましても、小泉総理の進める聖域なき構造改革を全力で後押しし、よりスピードを上げていただかなければならないと考えております。

このような観点から、去る7月10日に石原大臣と経団連の懇談会を開催いたします際には、経団連の今井会長より、規制改革推進3か年計画の前倒しに向け、通常の内閣であれば、3年掛かることでも、小泉改革断行内閣では、1年で実行するという姿勢を示していただきたい旨を申し上げました。

その後、7月24日に公表されました重点6分野に関する中間とりまとめでは、石原大臣、宮内議長を始め、委員の皆様方の御尽力により、実施時期が従来よりも前倒しして明記されるなど、御勘案いただきましたことは大変感謝いたしております。

また、21日に経済財政諮問会議において決定された改革工程表を策定の際にも、小泉総理や石原大臣より、中間とりまとめの最大限尊重と前倒しを御指示いただいたと伺っております。

改革には、政府のビジョンと政治のリーダーシップが不可欠であり、小泉総理が率いられている今こそが、規制改革推進のためには、最大のチャンスではないかと感じております。

そこで、引き続きスピードをもって規制改革へ推進されるよう改めて3点お願い申し上げます。「資料2-1」としてお手元にお配りしてある総論の3ページ以降に若干まとめてございます。

第1に7月24日の中間とりまとめ盛り込まれた事項の迅速かつ着実な実施をお願いしたいと存じます。

中間とりまとめと多くの事項は、改革工程表に盛り込まれていますが、検討中の項目や、調査検討の開始という状況の項目も少なくありません。是非ともこれらの検討を急いでいただき、例えば法改正が必要なものについては、次期通常国会などへ関連法案を一括して提出し、早期成立を図っていただきたいと存じます。

第2の要望は「規制改革推進3か年計画」の前倒し実施でございます。

本年の3月末に閣議決定された3か年計画では、主要な改革事項はかなり網羅されました。問題は措置時期が明示されていないものや、検討の結論時期すら明示されていないものが多く見られることでございます。重点6分野については、石原大臣を始め、関係者の御尽力により、前倒しが進みつつありますが、6分野に限ることなく、3か年計画に盛り込まれた事項の前倒しをお願いしたいと存じます。

第3の要望は、経団連など内外から寄せられた規制改革要望の取り扱いについてでございます。

経団連では、147の会員企業、団体のビジネスの現場の声をアンケート調査し、全15分野、計395項目の個別要望書を取りまとめました。総合規制改革会議では、こうした内外からの要望を踏まえ、年末に意見をおまとめになる予定と伺っておりますが、是非ともスケジュールを前倒しし、年末を待つことなく、中間取りまとめの際と同じ手法で、総合規制改革会議としての御意見をとりまとめ公表していただきたいと存じます。

また、その際には、経済活性化や国際競争力強化のため、高コスト構造の是正に資する、雇用創出や円滑な労働移動に資する事項を重点的に取り上げていただきたいと存じます。これら3つの要望に関しては、その後、経団連の規制改革部会、鈴木部会長からより具体的に御説明いただきます。

繰り返しになりますが、改革の実現には、政治の強力なリーダーシップが不可欠であります。経済界といたしましても、規制改革の実現に向けて、小泉内閣の聖域なき構造改革、そうして総合規制改革会議の取り組みを全面的に支援していく所存でございます。

宮内議長が大変な御尽力をされてきた規制改革の着実な歩みを、一気呵成にここで加速していただけるよう、石原大臣のリーダーシップに御期待申し上げる次第であり、宮内議長からも、そのようによろしく御伝声のほどお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。

○鈴木規制改革推進部会長 経団連の規制改革推進部会長を務めております、鈴木でございます。昨年までは、そちらに座っておって、今日はどうも感じが違く、調子が狂っておりますが、どうぞよろしく申し上げます。

ただいま、大賀委員長から経済の活性化、並びに高コスト構造の税制、あるいは雇用創出や、円滑な労働移動に役立つ項目を中心に政治主導により、スピード感を持って規制改革に取り組んでいく必要がある旨の御説明がございました。

そこで、私からは、大賀委員長より申し上げました3つの要望に関し、具体的にどのようなものが今回の経団連の要望に含まれているか、個別の要望の中から幾つかの例を挙げて御紹介したいと思います。なにせ、400項目あるものですから、私自身も全部目を通していただけないわけではございません。したがって、御質問等、細かいのがございましたらスタッフをそろえておりますので、何なりとおっしゃっていただければ結構でございます。

まず、第一に委員長からもお話もございましたように、中間とりまとめに盛り込まれた事項の早期実施に関連するものでありますが、この厚い各論の表紙の・ページをまずごらんいただきたいと思っております。目次がございまして、ゴシックで書いてございますのが、重点要望でございまして、お願い申し上げてあるわけでありまして。要望のほとんどは、中間とりまとめで取り上げていただいております。その結果、改革工程表にも記載されております。

その中で、例えば「(2) 職業紹介における求職者からの手数料規制の緩和」というのが書いてございますが、手数料を徴収することでもできる職種というのは、現在は、芸術家とモデルしかないんだそうで、職業安定法施行規則の20条に書いてあるんだそうですが、

それだけにかかわらず、極力拡大をしていただきたいというふうに思うわけであります。一方、職業紹介における求職者の手数料規制の緩和の具体的な細かい中身については、目次のところを飛ばしていただきまして、1ページに書いてございます。

それから、有期労働の問題の5項目目でありますが、有期労働契約の緩和並びに労働者派遣法における対象業務の拡大と派遣期間の制限の見直しなどは、改革工程表では、調査検討するというふうに書いてあるわけであります。

これらについては、調査検討の開始ではなくて、早期に結論を得ていただきたいと思えますし、特に有期労働の場合には、9月と言いますか、早急に調査検討ということになっておりますが、経団連要望につきましては、中身の3ページのところに書いてございます。3ページのところをごらんいただきますと、現在、1年というふうになってはいますが、それを最長5年の労働契約にして、だれとでも締結が可能となるような要望になっております。中身をもう少し充実していただきまして、しかも調査検討開始ということではなくて、早期に結論を得て処置が必要であろうと、こういうふうに思います。

それから、物の製造部門への派遣対象業務の拡大ということでありますが、これにつきましても、調査検討の開始というふうになっておりますが、これも早期に結論、処置をしていただければと思います。できれば、次期通常国会に改正法案が提出していただければよろしいかと存ずる次第であります。

目次の・ページをめくっていただきますと、「医療・介護・福祉分野」というのがございます。

これにつきましても、例えば社会保険、医療診療支払い基金からの保険者に対するレセプトの電子媒体化、レセプトの記載事項の改善、レセプトの電子媒体による保存というのも14年の3月までに処置するというふうに工程表には書かれておりますけれども、これも急いでやっていただければと思うわけであります。

このゴシックで書いてあるところを是非お願いしたいわけでありますが、例えば「医療機関の評価体制の充実」とか、あるいは「新規医療機器及び医療技術における混合診療の容認」というのも、これも14年3月までに処置ということになっておりますが、今では、このミックス診療につきましては、特定医療費制度というのがございます、それをベースにするということになっておりますが、内容の充実、早期実現が必要かと思えます。

また、営利法人による病院の経営ということにつきましても、これも検討ということになっておりますが、早期に結論を得、処置が必要かというふうに思います。

・ページ目に「教育分野」が書いてございます。

教育分野につきましては、ここでは学部・学科の設置ということを大学当局の自己責任においてやるようにすべきだというふうに書かれているわけですが、これも14年3月までの処置になっていますが、内容を充実して検討していただければと、こういうふうに思うわけでありませう。

「流通分野」につきましても、土地、住宅分野、あるいは・ページ目の「廃棄物環境保全分野」でも同様の問題がございます。

ここで一々御説明しますと与えられた時間を全部使いそうになりますので、御質問があれば、後で追加させていただきますが、是非とも早期実施に向けて引き続き御尽力を賜わりますようお願い申し上げます次第でございます。

それから、委員長が申し上げました、第2番目のお願いの件でございます。3か年計画の前倒し関連でございます。

3か年計画というのは、昨年こういうものが出ているわけでございますが、閣議決定されたものがあるわけでありませう。私も昨年はこれを一生懸命やってきたわけでありませうが、この中を見ていただきますと、3か年間、検討、検討、検討などというのが結構あるわけでありませう。しかも、大したことのないのを3年間検討するという項目があるわけでございますが、そういうものは早期に何とかできるのではないかなと、こういう感じを持っているわけでありませう。

例えば、これはエネルギーのところですから、目次のⅢ・ページ「12. エネルギー分野」の(27)項目目にカラス等の一般鳥獣の巣を取り去るのについて申請し、それを事後報告の義務なんていうのは初めて知りました。これは、去年も出ているようでありませうし、昨年、私と一緒にミリントンさんというのが委員をやったんですが、高速道路を自動二輪車の二人乗りというのもありませうして、それも3か年計画では、検討、検討、検討というふうになっており、何で二輪車の二人乗りの検討に3年も掛かるんだなんていう議論がありましたけれども、そういう種類のものも結構あるわけでございますので、これは簡単なことでありませうけれども、早急に検討し実施に移していただければと思ひませう。

大きな問題といたしましては、目次・ページ目に「流通分野」の問題があります。例えば、その中で「『大規模小売店舗立地法第4条に係る指針』の見直し時期の前倒し」。これは本文の35ページに詳細が書かれておりますが、これも従来の3年計画にも記載されているものでありませう。

例えば、16項目目に「医薬品一般販売業における医薬品販売の規制緩和」というのがありませう。これなんかも、前倒してすぐにでも実施できるのではないかなと。これも昨年の

3か年計画にも検討というふうに書かれているものであります。

例えば、胃の薬とか、簡単な解熱剤とか、乗り物酔いとか、ビタミン剤などというのは、もう一般の販売ができていいんじゃないかということでもあります。私は非常に簡単なことだと思いますが、これも長いこと検討しているわけでもあります。

それから、さっきの本店立地法の指針では、駐車需要の充足、あるいは騒音の発生への対応と、店舗施設の配置及び運営方法について配慮すべき具体的な事項が細かく規定されているわけではありますが、経団連では基準値をより実態に即し、かつ経済的に許容可能な水準とするように求めております。3か年計画では、実施を5年以内に必要な見直しを行うように、これについてなっておりますけれども、今の経済環境の変化のスピードからいきまして、早期に運用状況等の調査検討を開始し、見直時期を少なくとも3年にするよう前倒しを御検討いただければと思います。

この「新規」のほかは、従来からの持ち越しでありまして、例えば私がずっとやってきたんですが、なかなか思うように進まなかったのは、目次の・ページ、保安四法の問題。これは、大分長いこと、ずっと検討してきたわけではありますが、なかなか思うように進まなかった問題なんかも、ここに記載されております。

それから、その他高コスト構造の要因になっている規制としましては、これはイグザンプルではありますが、目次の㊦・ページ目の運輸というのがございますが、その(12)項目目に「輸出入・港湾諸手続きの簡素化促進およびワンストップサービスの実現」というのがございます。これは、本文の151ページに詳細が記載されておまして、これにつきましても、従来からも検討は進んできているわけではありますが、まだ諸外国に比べて、この港湾の諸手続き、あるいは港湾に要する期間とかコストというのが、非常に諸外国に比べて高いわけでもあります。

このワンストップサービスの実現に関しましては、塩川財務大臣のイニシアチブにより、ワンストップサービスの実現ということに前向きな取り組みがなされていると聞いております。これは、電子政府実現の目標年限であります2003年までに確実にワンストップサービスが実現されるようお願いしたいと思います。そのためにも、各種申請手続きの必要性につき、根本から再検討を行った上で、すべての輸出入・港湾諸手続きを統合し、1回の入力送信で複数の申請を可能にするシングル・ウィンドー化、ワンストップに整備していただきたいと思っております。

これに関連して、税関の執務時間の拡大とか手数料の廃止というのがございます。これも、諸外国に比べて執務時間というのが、365日、24時間のサービス体制になっていない

ために、荷物の港湾での出し入れというのに非常に時間が掛かっているわけであります。是非、よろしくお願ひしたいというふうに存じます。

最後に経済活性化に資するもので、重点的に取り上げていただきたい例を御紹介いたしますと、目次・ページ「土地・住宅分野」の(22)項目目で、「P F I 事業の特性を踏まえた事業者選定手続の法制化」やI T関連の項目がございます。

P F Iの問題につきましては、本文の58ページに詳細が書かれております。これは、P F I基本法というののできて、まだ間もないわけであります。民間活力を使って公共事業をやりましょと、こういうことでP F Iという仕組みが日本にも導入されたわけでありますが、P F Iの事業については、民間事業者の選定に対して、一般競争入札の方法に基づいて、一回の入札手続によって落札が決められているようであります。

しかし、P F Iの趣旨というのは、民間業者の創意工夫というものを最大限に発揮させるため、これは性能発注を基本としているわけであります。従来の公共事業は仕様発注であります。官が細かく規定して、それで入札をすると。材料から工法まで細かいところまで規定して、そのとおりにでき上がればよしとする仕様発注が中心でございましたけれども、それをP F Iというものの性格上、性能発注を基本として官民の適正なリスク分担を事前に明確にして、従来の法制度の枠組みを超えた新しい公共サービスの調達方法でございます。したがって、民間事業者の選定に際しては、P F I事業の特性を踏まえた多段階選定を導入するなど、P F Iの健全な発展に資する制度整備を行う必要があるかと存じます。

今後、大いに成長されるI T関連項目でございます。目次の・ページに遠隔医療に関する診療報酬上の適正な位置づけというのがあります。本文の26ページに詳細が書いてございますが、今後は、インターネットを利用した遠隔医療、在宅医療サービスを是非とも普及させる必要があるわけであります。そのために、診療報酬上の適正な位置づけをきちんとすることが必要かというふうに思います。

I T関連の教育分野でいきますと、情報化時代の多様なメディアを活用した本格的実施というのが挙げられています。教育分野の(2)項目目であります。中身は本文の33ページに書いてございますが、こういうようなこと。大分遠隔教育はできるようにはなっておりますが、初等、中等教育ではまだそういう体制になっておりません。今後、情報化時代に向けて多様なメディアを使った遠隔教育というものを早急に立ち上げて、それをすることによって、新しいビジネス分野というのが立ち上げるはずであります。

㊦・ページ目の真ん中辺りに、「電波等」のところに非接触型I Cカードに関する規制

緩和というのが載っております。これは、本文の126 ページから、129 ページをごらんいただきますと書いてございますが、非接種型の IC カードというのは電波を発しているわけでありますので、無線局の免許とか、いろいろな無線に関わるいろいろな規制が絡んで出てくるわけであります。したがって、ここで言うと、31～38までずらずらと書いてありまして、これはやはり新しい市場をつくり上げるわけでありますので、是非この辺のところをよくしくお願いしたいと。

まず、定期券とか、マネーカードを一体化した IC カードの多様な利用方法が考えられて、私は大きな市場の創出が見込まれるのではないかと思います。この面では、磁気カード等が非常に日本では広まったということもありまして、アジアの国々に比べて大分遅れているわけであります。そういうような項目が、この中にはあるわけがございます。いずれも、経済活性化に資する改革項目でありますので、是非総合規制改革会議で積極的に御検討を賜われればと思います。

以上、395 項目のほんの一部でございますが、具体的な要望を御紹介申し上げました。経団連としては、要望を提出してこれで終わりということではなく、今後の政府の対応状況を詳細にフォローアップし、必要があれば、さらなる働き掛けを行うなど、要望の実現に向けて最大限の努力をしてみたいと思います。

総合規制改革会議におかれましては、引き続き御理解、御協力を賜われますようよろしくお願い申し上げます。

以上、御説明申し上げます。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは、経団連のただいまのお話に対しまして、意見交換させていただきたいと思います。どうぞ、高原さん。

○高原委員 それでは、発言をさせていただきます。

全体で2点発言させていただきたいと思っておりますが、「資料2-1」を軸に、大賀副会長からお話ございました中で、ページで申し上げて、1. から4. までの重点要望事項の中で3ページにあります3. の規制改革の取り組みについて、早期実施を強く要望されておる。今日のヒアリングで私委員の一人として強く印象に残りましたのは、3ページの(1)の一番下の行でございますけれども、「具体的施策の迅速且つ着実な実施が重要であり、例えば法改正が必要なものについては、秋の臨時国会や次期通常国会への関連法案を一括して提出し、早期成立を図るべきである」という項目、省略をさせていただきますが、(2)の下から4行目、いずれも年末を待つことなく、総合規制改革会議へ意見をとりまとめて公表すべきである。そして、最後になりますが、4ページの4. の政治の

リーダーシップと民間産業界の役割ということで、最後から5行目の小泉総理、石原大臣云々がございますが、このところを私自身の強い内容として受け止めました。それが第1点目でございます。

第2点目につきましては、鈴木推進部会長から資料2-2を軸にして、今年度の重点要望項目ということについて、特に目次の・ページから見やすく、今年度の重点要望項目については、ゴシックで表示をしていただいて、その内容について限られた時間で御説明がありましたので、これらの内容について、更に委員会の方で検討したらと思っております。以上です。

○宮内議長 ありがとうございます。どうぞ米澤さん。

○米澤委員 教育分野の主査をやっております米澤と申します。

資料2-2の目次の・ページの教育分野については、余りたくさん御指摘がないということで、我々の活動並びに過去3年間の規制についていろいろ御指摘があったと思いますけれども、我々の活動がある程度評価されたものと喜んでおりますけれども、第1番目に御指摘いただいております「大学の自己責任による時代のニーズを先取りした学部・学科の設置」ということでございますけれども、中間まとめでは、学部の自由な認可ということは、我々のまとめの中に言及しておりませんが、現在、ワーキング・グループでその点について、どういう形で規制を撤廃していくかということを非常に真剣に議論している次第でございます。

ゴシックにはなっておりませんが、マルチメディアを利用した遠隔教育ということですが、本文の方にもありますけれども、大学の方については、高等教育については、既に120単位のうちの60単位は遠隔教育でもよいというふうに、かなりそのバリエーションは下がっていると思うんです。御指摘のありました初等・中等教育については、設備の問題とかいろいろございますけれども、過去の3年計画の見直しの中に入っておりますし、それを我々としてトレースしていく中で、もう少し先に進めていきたいと思っております。以上でございます。

○立花常務理事 事務局の方から今の米澤先生の御指摘に対して、ちょっと申し上げさせていただきます。

教育の項目が少ないのは、進んできたからだというふうに受け取られていただくというコメントがございましたが、そういう面も勿論ございますけれども、便宜的に教育にくれなかった項がございます。例えば目次のXVIIページの「15. その他」というところで、例えば「国立大学に対する寄附制限の見直し」の問題とか、あるいは「国立大学の独立行

政法人化における非公務員型の導入」とか、目次のVIページのところで、工場等制限法で、これは大学の学部の方の見直しはまだ遅れているわけでございまして、既にこの工場等制限法は廃止を含めて議論していくべきではないかというスタンスでございます。

以上、追加させていただきます。

○宮内議長 ありがとうございます。ほかに意見ございますでしょうか。

○鈴木委員 非常にたくさんの項目について御要請いただいておりますけれども、それぞれの分野においてこういう点が重要だということを経団連として御判断になって、その重要度においてされておるのか。あるいは会員企業がそれを要望したから、それをまとめておるのか。そこら辺はどういう仕組みになっておるのかを教えてください。

○立花常務理事 事務局の方からコメント申し上げます。

この項目の中でゴシックの点は、基本的には制度改革につながる重要な項目だと、それぞれ問題の分野ごとに検討したときにそう判断したわけでございます。ではゴシックになっていない点はどうなんだということなんですが、それにつきましては、経団連が今年の6月から7月に掛けまして、約1,100社の企業に対して、ビジネスの現場でいろいろ困っている点、あるいは新しいビジネスをやろうとしてチャレンジしたけれども、なかなかうまくいかない。そういったところから、日ごろから集めておいていただきまして、経団連が6月、7月ごろそういった要望についてアンケートしたときに出されてきたものを、玉石混交のものも一部ございまして、石を落としまして、できるだけ玉を磨いて整理したものをここにお出ししたということでございます。

○鈴木委員 すべて個別の要求にベースを置いておるといことですか。それとも経団連として議論をされて、こういう点は重要だから要望のあるなしにかかわらず要望しておこうと、こういう御判断のものはあるんですか。

○立花常務理事 基本的にはこの経団連の要望は既に実需がある要望でございます。

○鈴木委員 それならば何をかいわんやですけれども、1、2言わしていただきますと、例えば情報通信の中で、N T Tの経営に直接介入する規制の廃止、これはN T Tさんが言われたと、今の話だと思わざるを得ないけれども、これは独占的なインフラを持っておる人たちに対して、経営というのは何を意味しているのかわからないけれども、そのビヘービアに対しては、手を受け取っちゃいけないという、こういう意味に受け取られてしまうという点が1つ。

それから、ちょっとめくっていきますと、エネルギー分野はちょっとがっかりするんですけども、いろんなことが書いてあるけれども、兄弟会社間の電力特定供給だとか、あ

るいは特定事業制度の一層の活躍というところしか書いていないんですけれども、これはどちらかというところ、エネルギー分野の規制改革、つまり広義の自由化というもの、あるいは自由市場の創造という視点が生まれるはるか彼方の昔の話なんです。その辺のところ、経団連さんとしてももう少し主体的な発想、単にホチキスではなくて、主体的な発想が欲しいなという感じがするものですから、その点について御注文を申し上げておきたいということをお願いします。

○立花常務理事 今の鈴木様の御質問に対してですが、N T Tの経営の問題に対する規制の廃止という意味は、これは別にN T Tから頼まれたからということではございません。それは誤解でございます。これを何を言っているかというところ、通信分野では、ある日を境に、ヨーロッパもそうですけれども、日本でもそうですけれども、公的な独占体が私的独占体になったわけです。その後、日本の場合には十数年経っているわけですが、アメリカにおけるA T T、ヨーロッパにおけるB T、フランス・テレコム、あるいはドイツ・テレコム等々、そういった支配的な事業者があるわけですが、そういった支配的な事業者に対して、日本のように、やれ経営者、取締役をだれにするかとか、事業計画とか、定款とか、それについて国がコントロールしている国は恐らくないだろうと思います。そういう面で、マーケットにおける競争とは関係ない、経営者が自ら判断すべきことにつきましては、基本的には経営者の手に戻すべきではないかということから、この情報通信分野のN T Tの経営に直接介入する規制の廃止というのはそういう意味でございまして、マーケットで悪さをするに対して規制するとかいうことではございません。むしろ経営に自主性をいかにして与えるかという面も、片面でも大事なことで、経営者が判断すべきことについて国が介入すべきでない、そういう意味で申し上げたわけでございます。

2つ目のエネルギーにつきまして、はるか以前の問題の感じがするという御指摘がございました。確かにそういう御指摘を受けるのもわかるような感じがいたしますが、事業の再編に伴って、こういった特定供給に関連して、スムーズに事業展開をしたいということから出てきた問題でございまして、そういう面で実需があるわけです。

それでは、広義の自由化の方は一体どうなんだと。そこについては正直言って経団連の方で勉強を続けておられて、ただいまの時点では結論が出なかったものですから、今日お持ちできませんでしたが、検討した上で、結論が出次第また御説明に上がりたいと思っております。

以上でございます。

○八代委員 この機会に我々の方から経団連の方に御要望をお願いしたいと思いますのは、

例えば労働関係について、厚い資料の2ページから3ページに、例えば有期労働契約に関する規制の緩和とか、派遣対象業務の拡大をすれば、雇用機会の創出拡大に役立つと書いてあって、これは勿論我々も言っていることですが、具体的なデータが非常に欠けているために説得性が欠ける部分がある。本来、そういう証拠は要らないと思うんですが、規制官庁の方は、例えばこんな規制緩和をしても、どれだけ雇用が増えるかわからないから緩和できないという発言がしばしばあるわけです。ですから、できれば経団連の方で、仮にこういうことをした、何社くらいがどれくらい雇用を増やすというようなアンケートも含めて、是非そういうデータを蓄積していただいて、それをつくっていただければ非常に規制緩和についての有力な手段になるという点だけ要望させていただきたいと思います。

ありがとうございました。

○生田委員 まず大賀会長から大変前向きなお話をいただいて、まさに共感を覚えたということと、大きなフレームワークを拝見しておりますと、細かいことは別にしまして、大体波長が合っている印象を受け、意を強くしております。

環境関係で2つだけ伺います。京都議定書の問題などが出てきておりますが、早晩これは大きな取り組みを要するであろうと思います。今、国会でどうこうという差し迫った問題では勿論ないのですが、以下2点、考え方について総論的に伺えればありがたいと思います。

一つは、CO₂問題。今申し上げたように、自動車などの関連で、例えばCO₂排出度合に応じて、税率を変えるという経済的手法をもって、できるだけCO₂の排出を抑えていくこと、あるいは環境にフレンドリーな企業をエンカレッジしていくのに経済的手法を用いるということについて伺いたいのが一つ。

もう一つは、廃棄物関係で、既に経団連などの御理解と御協力で、例えば家電などで、拡大生産者責任の考え方に基づいて廃棄物処理のコストの内部化を図ってきておりますが、これを更に拡大していく。勿論むやみに拡大するわけではないですが、次第に合理的と思われる範囲で拡大していくということについての基本的なお考えを伺えればありがたいと思います。

○立花常務理事 ただいまの生田様のお問い合わせは2つでございましたけれども、環境問題の解決に当たっての経済的手法の活用の問題はいかがかということですが、基本的に私どもは税の導入につきましては、非常に問題が多いのではないかなと考えております。

それから、2つ目の廃棄物の処理の問題で、最初の話の方をとらえたものですから、若干聞き逃した点がございますけれども、大変恐縮ですが。

○生田委員 要するに、生産者が、その製品が廃棄物となった後も一定の責任を負うという拡大生産者責任が最近言われていますが、その考え方に基づいて廃棄物処理の費用を生産者負担にすることについて、基本的な考え方として、生産者がはっきりするものは、A社B社という特定までいかななくても、1つの産業としては特定できるというものについては生産者責任としてコストを内部化していく。いずれは廃棄物に関わるコストというものが、売るときのプライスに反映されていくということになるのでしょうか、そのような考え方について基本的などうお考えになっているかを伺いたいということです。

○大賀副会長 これは御承知のように最近生産者が最後に廃棄まで責任を持つと言われること、これは我々の業界がまず先にそれをやることにして、今、そのための設備投資を行い、業界全部でやらなきゃ到底できる問題ではないものですから、そういうものに関しては、あくまでも業界が責任を持ってやるという考えで、私どもは今動いているわけです。それに対して特別に経団連からどうしてくれということをお願いはしておりません。あくまでも業界というか、我々自体がそれが将来の21世紀型の企業の1つの姿勢じゃないかということで、我々業界はこれを敢然とやろうということに決めまして、今動いているわけですが、ただ、実際に集める業者自体がなかなか協力をしてくれない。つまり、彼ら自体がめんどくさいからか、相変わらず不正な投棄というものがあって、これに対して我々、今非常に心を痛めておりまして、どうしてこういうものをなくするようになれるのかということ、業界全体で考えていかなければならない問題。やはり集めてくれるということ、彼らをお願いしているわけなんですけれども、これが実際にはあちこち不法投棄されていて、これに対してどういうことをするかはこれからの問題でございます。

○奥谷委員 2つありますけれども、先ほど高原委員からもありましたように、中間とりまとめの早期実施というところで、12月の年末までというのではなくて、せめて11月中旬くらいまでという時期の問題ですが、経団連の方からもそれは強く要望を是非していただきたいということ。

あと分厚い方のVIページに通信と放送の融合の部分がありますけれども、NHKに関しては、何の議論もなかったのでしょうか。

○立花常務理事 では、事務局の方から。

2番目の点でございますが、私どもこういう新しいビジネスとして、俗に言うインターネット放送みたいに従来型の、お茶の間でお年寄りから子どもまで、スイッチ1つでチャ

ンネルを選択できるような地上波、テレビと違って、最初の段階で非常にニッチなマーケットかもしれませんが、特定の方向への、いわゆる通信放送融合型のサービスについては、基本的に私ども放送類似の規制を課すべきでないという提言を、つい直近でとりまとめたわけですが、その中でNHKの問題も勉強しております、資料も後ほどでしたらお届けさせていただきますが、NHKにつきましては、特殊法人改革、石原大臣の下の事務局の方でペーパーを出されていますけれども、私ども基本的には、NHKの果たすべき役割はこれからも大きいでしょうけれども、1つは民業の圧迫との絡み、そのためにどういう手段を講じるのかということと、受信料制度によって維持されているということから言えば、透明性の確保と言いましょうか、国民に対する説明責任が現状でいいのかどうかという点については、まだまだ産業界からしても宿題が残されているんじゃないかと、そういう問題提起をさせていただいております。

○宮内議長 よろしゅうございましょうか。ちょっと時間がオーバーしてしまいました。いつも経団連からは非常に力強い御支援をいただいております、また、御要望等につきましても、我々の会議との方向と余り隔りがないと思っております。そういう意味で引き続き御要望等をいただくと同時に、いろいろ意見交換等をしなが、我々の会議も進めさせていただきたいと思っておりますので、御支援のほどをよろしくお願い申し上げたい思います。

本日は御多用なところありがとうございました。

(経団連出席者退室)

(EU出席者入室)

○宮内議長 それでは、再開させていただきます。

これから、EUからのヒアリングをさせていただきたいと思えます。

本日はEU代表部からオブ・ユールヨーゲンセン大使。

マイケル・プルヒ参事官。

エリス・マシューズ一等書記官。

田辺正美経済担当官の皆様方の御出席をいただいております。

今日は御多用のところおいでいただきまして、ありがとうございます。

実はこのヒアリングと言いますか、意見交換、大体45分を予定しております、初めの30分くらいで御意見をいただきまして、残り15分くらいを意見交換ということに当てさせていただきます。

恐れ入れますけれども、そういう予定で、それでは大使からお願いいたします。

○ユールヨーゲンセン大使 まず、議長、このような機会を与えていただきまして、御招待いただきましたことを非常に感謝をしております。委員会が新しくなられまして、また、極めて重要な規制改革のプロセスを進められる中におきまして、私どもがこういう機会を与えられますことを大変に感謝し、また、重要視している次第でございます。

また、内閣府の方からは、渡辺政務官が御出席ということを知り、大変光栄に思っておる次第でございます。

また、宮内議長には、装いも新たに、また、強化されましたこの会議の議長として再任をなされましたこと、並びにその他の委員の皆様と今後も協力を進めてさせていただくことを大変に楽しみにしている次第でございます。

前回は昨年11月にヒアリングに来させていただきました。それ以降、今までの間に2つの極めて重要な動向がありましたことに言及をさせていただきます。

まず、今、日本の首相というのは、経済構造改革を明確に、そして大胆に提唱されておられる小泉首相がなられているということ。貴委員会が極めて強い立場として装いを新たにされたということが、より強い政治的な位置づけの表れ、趣旨の表れと私はとらえております。

特に重要なことは、政治的に最も高いレベルで、これからの行く道筋を、しかもプライオリティーを明確にして、目標と、そして期限を付けて、明確に進めていっておられるという作業でありまして、この仕事の仕方こそ、EUが1990年代の初頭から、市場を統一するというプログラムを進める上で極めて重要であると感じてきたやり方なのであります。何人も、この非常に確固たる政治的なリーダーシップというものが、改革の道をとかく阻む傾向にある、いわゆる既得権というものと闘ってきたのも、その重要性の過少評価をするということがあってはならないと思います。

もう一つの点は、今もって経済的な状況の悪化が続いているということ。このことこそ構造改革が今まで以上に必要になっていることと同時に、より難しくなっているということを示しております。

EUが明確に自覚しております点というのは、極めて大きな痛みを払った後によく、また多大なる政治的な資本というものを投じて、一番堅い殻というのを割り始めることができるということでもあります。今もってEUはかなりの努力を続けておりまして、その努力対象といたしましては、特に自由化の一番難しいエリアであります電力部門、そして郵便サービスの部門の自由化を進めようとしているわけでもあります。

EUは日本におきます構造改革の協議にこうして参画をさせていただいておりますが、

あくまでもそれは友好と結束の精神の下で、しかも日本の経済が持続可能な経済成長の軌道に戻ってくるということこそ、私どもすべてにとりましての、さらなる繁栄につながるという確信を持って行っている作業でございます。

個別具体的な内容に入りますが、改革工程表の中身に関しましては、それが極めて広範で、また積極的な内容であるということに私ども大変感銘を受けているということをごまざ申し上げたいと思いますが、このように経済的に難しい時期に差し掛かっているときこそ、この工程表というのは、当然のことながら国内の問題に焦点が当てられるという傾向になりがちであります。

そういうような状況であるからこそ、今、日本が取り組まなければいけない直近の問題に対して、EUがいろいろな提案をしていくということが、どういう意味を持つのか、どういう便益を持つのかと考える向きも多いのではないかと思います。

EUが関心を持っておりますのは、詳細な商売上の問題だけに限られるものではないということをご強調させていただきたいと思ひます。私どもが信じておりますのは、上から下までの、いわゆる徹底的な構造改革をする。それが極めて強いドライブによって遂行させるという暁には、疑いもなく皆様方が求めているもの、それをまたEUが求めているものと一致した形で達成できるプロセスになっていくだろうと考えているからであります。言うまでもなく、それはEUの企業が日本の市場に入ってくるための機会を招来することになりますし、海外からの直接投資の増大にもつながっていくわけであります。

すなわち、EUが言っていることに対応していただくこと。それが既に皆様方の改革の眼目を達成するということにつながっているということをご申し上げたいと思ひます。

私どもEUの規制改革、日本に対する提案の中で3つの中心的な課題があるわけでありまふけれども、この重要性はこれまでの中で一番重要だと感じております。

3つを申し上げますと、競争政策、これをより断行していただく。厳格に執行していただくということ。そして、投資、電気通信、この3つであります。

宮内議長御自身も、何度もこのような席上で、既に日本に存在している反トラスト法、いわゆる独占禁止法、これをより厳格に執行することを呼び掛けてきたことを覚えておられるのではないのでしょうか。より競争法を厳しく、厳格に執行していただき、必要な場合にはより厳しい刑事罰を課すということで取り締まりを強化をしていただくということをご投げ掛けてきたわけでありまふけれども、現実問題として、独禁法に関する刑事訴訟というのは、長年にわたって日本ではほとんど存在しない、ゼロに近いという状況であります。これに対しまして、EUにおきましては、罰金のレベルでありますけれども、全世界の売

上げの10%では罰金を掛けられるという強い罰が存在しているわけではありますが、これに比べて日本の罰金のレベルというのは非常に低く抑えられておって、企業もあらかじめ経費の中に織り込むことができるような小規模なものにとどまっているわけでもあります。

それでは、競争政策がなぜここまで重要なのでしょうか。EUの考え方では、この競争政策を積極的に、そして行動を伴う形で執行するというところこそ、経済の健全性の核に当たると考えているわけでもあります。競争政策が弱体でありますと、とかく既存の事業者が、新規参入者に対して優位に立たせてしまうという傾向、しかも、独占をしてしまうという傾向を伴ってそういう状況を生みがちになってくるわけでもあります。競争政策が弱体でありますと、いわゆるイノベーションの芽を摘んでしまうということにもなりかねませんし、また、経済におきますリソースの配分、これを不十分にしてしまうわけでもあります。また、ビジネスのインプット・コストも高いものにつくような状況を生んでしまうわけです。

このようなことが最終的には無防備な消費者に一番つらいものとして当たるということでもあります。革新的な新規参入者、そして、非常にフレキシブル、柔軟な中小企業、そういう企業が新たな雇用を生むという意味でも重要なソースであるということも言うまでもありません。

私どものように、善意を持って外交に当たろうとしている人間が、このような場所で申し上げるのは、非常に怒りを伴うわけではありますが、幾つもの研究を重ねましても、どうやら日本が国際的な競争力を失っているという結果が出てきているようでもあります。1990年代のアメリカ、あるいはヨーロッパにおきまして、経済の回復というものが実際に達成されたわけではありますが、そのときに明確になったことは、いつも同じ1つのことでありました。

すなわち、国内の競争力というものが、ひいては国際的な競争力の強化というものにつながっていくということでもあります。競争的で健全な企業こそが雇用を確実に生み出すことのできる企業だということでもあります。

健全な競争政策というのは、このように近代経済の中で不可欠な要素であると申せると思います。したがいまして、この改革工程表の中に競争政策が非常に重要な要素として取り上げられなかったということに、私どもは驚きを禁じ得ないわけでもあります。

小泉首相が所信表明演説を5月にされましたときに、日本の公正取引委員会を、いわゆる公正な市場の守り手として、より強い役割を果たさなければいけないという旨の表明をされたわけではありますが、非常に残念なことにその精神というのは、この工程表の中には見当たらないわけでもあります。

3つの重要課題の中での1つの重要な点というのが、日本の海外からの直接投資の在り方です。言うまでもなく、過去1、2年におきまして、日本おきます直接投資は飛躍的に伸びております。たとえ他の国々に比べまして、元のレベルが低かったということはあるかもしれませんが、伸びていることは着実であります。

言うまでもなく、日本への直接投資が拡大することによりまして、いろいろなものが原因として生まれてまいります。経済的に活性化をいたしますし、雇用も生まれます。また、ビジネスのマネジメントに関する、あるいは技術的なノウハウもそれとともに日本に多く持ち込まれるわけです。

EUの企業を旗頭といたしまして、いわゆる外国からの企業こそ、今、日本の経済、企業が重要としております構造改革を成し遂げるために必要な要素というものを提供できる、役割を果たすことができるのがそういう投資家だと思います。

海外からの直接投資に対してオープンな経済というのは、いわゆるビジネスをスタート・アップするときに必要ないろいろな行政手続、これが最低限に抑えられているという国であるというこのあかしであります。

また、雇用制度というものが非常にフレキシブルであるということのあかしだというふうに読み取ることができると思います。

しかしながら、実際問題日本におきまして、新しい企業を興そうというときに、ほかの国と比べましても、まだコスト、時間が掛かるという実態があるのは否定できない事実であります。

企業家にとりまして、企業財務情報に関する透明性が欠けているということ、これはやはり二の足を踏ませる要素になるわけでありまして、特に中小企業にとっては躊躇をする材料になるわけです。

また、日本におきまして、労働市場においては、一定の固定制というのがつきまっております。なぜ職業紹介事業者というのが、すべての製造業種全体に人員を派遣する、あるいは人員を紹介することができない状態というのが続いているのでしょうか。

それでは、日本のビジネス、あるいは投資の環境を具体的に改善していくためにどういうことをすればいいのか、それを2、3ここで挙げさせたいと思うわけです。

まず、連結税制を実施をしていただくということでもあります。

2番目には、規制的な意味合いを持つ決定について、事前に関わる企業がその内容を明確にしたい、そして、明確に理解をしたいという要請がある場合には、それに答えている

いろなガイダンス、市場を法的に拘束力のあるものとしてまとめて公表をしていくという努力をしていただく必要があるのではないかと思います。

また、日本の弁護士と、そして外国人の弁護士が連携を自由に組んでいけるように、それによって国際的なローファームをつくって、いわゆるクライアントが複合的な2つ3つ以上の司法制度に関するリーガル・アドバイスを、1つの企業から欲しいという需要を満たしていけるような状況をつくっていただくことが必要であろうかと思います。

3つ目の重要な点は、電気通信に関する点であります。

電気通信部門と言いますのは、EUが投資競争政策について指摘していた内容を明確に旗手として掲げてくれるエリアであります。

1つ目に、前向きなニュースがあります。いわゆる日本市場に参入するための規制というのが時間を経るごとになくなってきておりまして、EUの電気通信事業者は、非常に大きな投資を日本市場にしておりますけれども、これこそ日本の規制緩和と日本の直接投資が並行的にうまく相まって相乗効果を出しているということの表れだと思います。

しかし、一方で私どもとしてまだ懸念の材料がございます。電気通信自身、非常に技術的には進んでいると言いますか、リーダー的な役割のある部門なんでありましてけれども、競争政策の執行に関してはまだ弱いものがあるということがありまして、それによりまして、現存の事業者が不公平にも高いと言うか、強い競争的な位置というものを占める傾向がまだ残っているということでもあります。

大いにEUとして失望をいたしましたのが、新たに改正されました電気通信事業法、その中に独立した規制をすところの設置に係る提案というものが盛り込まれなかったことでもあります。

また、改革工程表の中でも、はっきりとこの部分というものは省かれているわけでありまして。このような競争政策というものがないということと、そして非常に早く動く、また競争の激しいテレコム分野で、レフリーというものが存在をしないということによりまして、大物が小さな人たちをいじめてしまうという傾向、これがどうしても残ってしまうわけでありまして。

もう一つ、私ども欧州委員会として十分に根拠のある懸念をこのテレコムに関しては持っております。改正されました新たな電気通信事業法をもちまして、日本のWTO、GATTにおきます義務、コミットメントに十分遵守していない内容であるということでもあります。

この点で全体的に重要な点を是非申し上げる必要があります。いわゆるグローバル・ス

タンダートというものに合わせていくというこそ、日本の中でも一番成功している企業がスローガンとして掲げていることであります。いわゆる健全に経営をされている企業であれば、世界的な競争にオープンであること。世界的に競争力を持つということから、何も失うこともない、得ることのみだということが自覚されているわけであります。

議長、規制改革、及び規制緩和に関する実地について最後に一言申し上げたいと思います。

政府、あるいは皆様が政府の中心にあって、規制というものを新たなものにしていくという決定をされましても、これを実際に実行していくためには、地方のレベルであるとか、あるいは民間対民間のレベルでしっかりと浸透していかなければいけません。

この場でも言及いたしましたと思いますけれども、1つの動きといたしまして、いわゆる漁船エンジンに関する基準がISOの基準と整合になりました。

また、タンク・コンテナの点検に関しても、規制緩和が進められました。これは私ども欧州委員会の方から提案があり、また、委員会にも耳を傾けていただき、日本政府として採択をしていただきました前向きの動きでありますけれども、これを実際に適用していただくという意味でまだ不十分な部分があるということが、情報として知らされております。この内容につきましては、より詳しく貴委員会の事務局の方に情報提供させていただく用意がございます。

このように実行、実地の重要性を最後に申し上げますのは、貴委員会ですばらしい形で前向きな決定、提案がなされましても、実際の実行が小さな官僚主義、あるいは妨害主義というものに阻まれてしまうのでは、非常に残念で仕方がないと思うからでございます。

最後に、貴委員会のメンバーの方々、また、セクレタリアートの皆様と、今後も協力をしながら、いろんな形で意見交換を進めていくことを私どもとしては非常に楽しみにいたしておりますし、また、今回、専門委員という形で非常に広範な国際ビジネス、あるいは規制に関する経験をお持ちの委員を、貴委員会、あるいは貴会議のワーキング・グループの枠組みの中でお迎えになりました。そのことを大変に歓迎をさせていただく次第であります。

いろいろな活動の中にそれぞれの委員の専門知識をフルに活用していただくよう、大いに奨励させていただきたいと思っております。

本当にこれが最後のまとめになりますが、少し前から私ども貴会議、貴委員会の各委員の皆様どうぞEUの方においでいただきまして、皆様、今直面をされておられますよう

な同じ課題をどのようにこれまでEUとして取り組んできたか、その方法を実際に検問していただきたいということで御招待をさせていただきましたが、この場で欧州委員会を代表いたしまして、同じく御招待を繰り返し申し上げたいと思います。

どうも本日はありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございました。それでは意見交換に入らせていただきたいと思いますが、どなたからでもどうぞ。

○鈴木委員 どうもありがとうございました。いろいろ示唆に富んだことをお聞かせいただき、それ自身に対しては賛成なんですけれども、ちょっと大使、認識不足をされている点があるんじゃないかというのが気になりますので、申し上げておきたいんです。

工程表の中に競争政策というのがメンションされていない、ディスカレッジされたとおっしゃったけれども、明確に書かれておるんです。今、大使が言われたような問題点、つまりアンタイ・トラストに対する厳正な処分ということは全部入っておるんです。そういうことに対して、少し大使の注意を喚起しておきたいと思います。

それから、投資について、閉ざされておるといふふうにおっしゃっておられるけれども、では、どこが閉ざされているのか。御承知のように、外為法というのはほとんどオープンなものになっておる。

派遣労働についても、許可されていないみたいなことをおっしゃっておられたけれども、派遣労働は、残るものはほんのわずかなものになっておるわけです。それから、日本のビジネスの改革の連結税制というのは現実のものとなっておる。

それから、規制的意味合いのもの、ノン・アクション・レターということの意味しておるんだろうと思いますが、これも現実にやられようとしている。

それから、外国人の弁護士、これは6年来の問題ですけれども、EUの主張は、外国人弁護士はイコール日本弁護士にしろというふう聞こえる場合が多いんですけれども、それは無理なんです。それはそれとして、弁護士の共通化ということが国際取り決めにならなければならない。しかし、パートナーシップというのは、門戸を6年前から開いているわけです。では、お使いになって何か不十分な点があるのか。それをいつも聞くんですけども、お使いにならずに議論をしておるような感じがする。

情報通信については、一部賛成するところもありますが、しかし、ここでも独立の規制機関が要するということに対して、それ自体がいいことかというんですけども、総務省の中に監視機関をつくっておるわけです。それは工程表の中にも書いてあるんです。

ですから、総じて大変結構な御意見を承ったんですけども、全部やってきたし、書いて

あることじゃないかという感じがしてならない。

大使、お忙しいとは思いますが、我が国の進行状況というものをよく勉強して見守っていただきたいという感じが若干しますので、申し上げておきます。

○ユールヨーゲンセン大使 まず全般的な疑問に関して申し上げたいと思いますのは、是非今のお話の中身として、私どもが貴会議、貴委員会のこれまでの御尽力というものを評価をしていないという受け取り方をなさらないでいただきたいということでもあります。言うまでもなく、皆様方のさまざまな御意見、あるいは御尽力に関しましては、私ども高く敬意を払っている次第でありまして、貴委員会のそのような御努力があって、いろいろな成果というものが生まれているということを確認しております。

今、鈴木委員の方から幾つかの御指摘がございまして、そうは申しましても、それをすべて私がうなづくわけではないということでもあります。しかし、時間もございませんので、それすべてに私どもの反応を言うわけにいきませんので、2、3に絞りますが、残りましたものに関しましては、後日書面にてこちらの対応をさせていただきます。

貴会議の方から競争政策をより強行に、そしてよりシステマティックに、またより効果的に強く執行していく旨の提案がされていること、これは大いに歓迎をしている次第でありまして、既得権、及び独占、これを壊していくために、その要素というのは極めて重要であるというのは私ども同じ考えであります。

投資でありますけれども、貴会議が今後積極的に取り上げていただかなければいけない課題が残っていると思うわけでありまして、一言で何を目的にするか、まとめ上げて言わしていただくとするならば、日本というところをもっと魅力的な、外国からの投資先にするということに尽きるのではないかと思います。残されているさまざまな障壁、さまざまな手続、これを撤廃をしていただくということによって、外国からの投資先としての魅力を日本がより大きく持つということこそ国益に資することは間違いのないと思います。

ノン・アクション・レターに関しまして、我々が懸念をしておりますのは、その取り扱いに省庁間でばらつきがあるということでもあります。そして、いろいろな前例というものが、公的な意味での位置づけを持って、1つのまとまりのあるものとして公表されるという状況が欠けているというところを我々は問題視し、懸念をしているわけでもあります。

外国の弁護士に関しまして、今、委員のおっしゃいました内容と、残念ながら私どもは同感をすることはできません。その内容に関しましては、後ほど文書にて明示させていただきます。

議長、最後に一言、電気通信、そして独立の規制機関について申し上げます。

私、日本に来て3年余りになります、日本の国内のテレコム自由化についての協議を目の当たりにしてまいりました。

ここからは、注意深く言葉を選ばなければいけません。私は外交官でありますし、ここに呼んでいただいたものでございますから。

しかし、私の考えでは、疑いもなく、日本のテレコムの分野におきまして、数多くの既得権が存在をしております。

先ほどの話にもありましたけれども、総務省の中に自由化の歩みを見守る機関をつくられたということですが、私どもが申し上げたいのは、いかなる省庁からも独立した、すなわち省庁の枠外に独立した規制機関を存在させる、設立させることの重要性。全くの独立性というものを担保することの重要性であります。それでもって始めてレフリーとして、ここをこうせよという判断が正しく行われるのではないのでしょうか。

Jリーグのサッカーの試合をするときに、どこかのクラブに所属をしている審判を使わないのは全く同じでありまして、小さな逸話を元に私どもが申し上げたいことを御理解いただければと思います。

○宮内議長 ありがとうございます。あと、特にコメントございますでしょうか。

大分時間が過ぎてしまいました。また、今日の大使のお話になられました質疑のペーパーはこの会が終わりまして配られます。

先ほどお話ございましたように、幾つかの質問事項に対しまして、ペーパーでお出しただくということでございます。これまでも随分いろいろ議論をさせていただいてまいりました。今後とも我々の活動につきまして、いろいろ足りないところ等、御意見をいただきながら是非前向きに御協力をいただきたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○ユールヨーゲンセン大使 議長、すべての委員の皆様、この非常に大切なお仕事の御成功をお祈りさせていただきたいと思っておりますとともに、是非ヨーロッパにいらっしやいまして、実際に全く同じような課題を市場統合のプロセスにおいて私どもがどのように取り組んできたのかを見ていただければと思います。

どうもありがとうございました。

○宮内議長 ありがとうございます。それでは本日の意見交換はこれで終えることにいたしますが、委員の皆様方、まだ連絡事項がございますので、皆様方が御退席した後で少し議論をさせていただきます。

ありがとうございました。

(E U出席者退室)

○宮内議長 時間が過ぎておりますが、恐れ入りますが、もう少し御辛抱いただきたいと思ひます。

それでは、今後の進め方等につきまして、事務局から御連絡いただきたいと思ひます。

○吉原室長 お手元に資料3としまして、今後の会議の日程について案という1枚紙をお配りさせていただいております。

併せて今日は高原委員の方から「今後の進め方についての御提案」という1枚紙を出していただいておりますので、併せてお配りしてございます。

後で必要があれば高原委員の方からも補足をいただければと思ひますけれども、基本的には今日の経団連の御意見にもありましたように、なるべく早い段階で会議としての意見素案をまとめて公表してはどうかという御意見かと承知しております。

事務局の方で一応用意しました案として、資料3の方を御説明させていただきますけれども、中間とりまとめという形で、なるべく具体的な案が早目にあったことが、その後の工程表の作業にもうまく乗ることができたということかと思ひますので、そういう意味ではなるべく早目に具体的な案を用意するというところでござひます。

このお手元の案では、そういう意味では12月上旬には意見決定をして、閣議決定の手続ができるようにということとやっております。そのための具体的なプロセスとしまして、例えば10月中にどういうふうな手続、あるいは作業が必要になるかということとでございますけれども、既に御承知のことと思ひますけれども、10月中には資料3の右手に書いてございますように、特に環境、都市再生、それから教育の3つの作業グループを中心として、頻繁なワーキング・グループが開かれておるわけでございますけれども、これだけでは仕事は終わりませんで、やはり6分野以外の検討事項をやる必要がございます。

今日、経団連さんからも議論をいただきましたけれども、実は厚さにして何十センチになるような要望がたくさん寄せられておりますので、それを具体的にどういうふう処理するかという作業はこれから必要になってくるわけでございます。

とりあえず出てきましたたくさんの要望を事務局の方で分野ごとに整理をしまして、6分野以外の検討事項をどう進めていくかということの主査の方々と事務局と、この1、2週間くらいで御相談をさせていただきたいと思っております。

その辺の御相談を受けまして、ちょっと日程は決まっておりますけれども、今月の下旬にはもう一度全体会議を開いていただきまして、6分野以外の分野でどういう項目を、どういうタイミングで取り上げていくかという御議論をいただきまして、方向を決めた

いと思っております。

それを受けまして、今の案ですと、11月に4回になりますけれども、会議を開かせていただきます。重点分野についての検討状況、あるいは重点6分野以外の検討状況、それから素案、最終的な案文審議という4回の会議でございます。

これでも忙しいスケジュールじゃないかと思うんですけれども、委員の方からも御協力いただきまして、事務局の方としても一生懸命やりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○高原委員 それでは、1分以内で発言をさせていただきますが、まず、この改革会議の成功事例として、重点6項目の中間とりまとめというのか非常に改革工程表の中に記載されておるということでは、私自身高く評価をしております。

また、スピード対応ということについても、2点目に非常に事務局が努力をさせていただいて今日あるんだと思っております。

3点目は、これからどうしたらいいのかということについて、これからのことなんで、11月末に最終意見をとりまとめるという考え方に何とかお力添えをいただけぬだろうか。その理由というのは、11月末であれば、石原大臣及び宮内議長のリーダーシップをいただいて、1か月の間で各関係省庁との折衝ができるんじゃないか。そうしますと、非常に今のスピード時代に対して、一般の新聞、あるいは業界も評価をしておるようなスピードが最終的に生きてくるんじゃないか。

以上でございます。

○宮内議長 御質問なんですけれども、今の事務局案でいきますと、12月上旬目途で閣議決定を11月末までの、高原さんの最終意見のとりまとめと書かれています。これは閣議決定までいこうということなんですか。

○高原委員 目標として、そうできたら非常にありがたい。

○宮内議長 例えば一番早いもので法律を変えていくということになりますと、来年の通常国会でお願いできれば一番早い。その場合に、資料3の事務局案の12月上旬目途の閣議決定手続という形ではどう考えればいいのでしょうか。

○岡本審議官 通常国会に関係法案を提出いたしますケースで申し上げますと、当然この10月、11月で議論をしている最中に、各省に法案提出をする用意、あるいは決意というものを詰めてもらうわけでございますので、12月の上旬に閣議決定、言わばこれは意見決定で閣議決定ができる状態に既に持っていっておくという状態でスタンバイをしておくという意味でございますが、それであれば通常国会、予算非関連でございますと、3月初めが

法案提出期限でございますので、基本的にはできるんじゃないかと考えております。

○宮内議長 相手さん話がついたような場合は恐らく法案をつくったり、改正したりという作業はそういうふうに進むわけですが、いやがるものを、かなり引きずっていった場合、当会議としては、そういうものの方が恐らく意義があると思うし、社会的にもそうではないかと思うんです。そういうときにも、このスケジュールでやれるものでしょうか。

○岡本審議官 今、議長がおっしゃったどこまでいやがるというレベルがあるかと思いますが、最終的にはとにかく法案として出す限りは、閣議で決定しなければならないわけでございますので、その手続が基本的には年内に済んでなければ、通常のペースでは、なかなか通常国会には出せない。大体与党との調整等を考えますと、年末、あるいは来年の初めにはこういう法案を出すると与党調整を基本的には終えるという格好になりますので、それでも12月上旬にはイシューを堅めておいた方が、与党との関係等で機動的に対応しやすいのではないかという意味で、できるだけ12月上旬という目標を設定をいたしました。吉原の方から申し上げましたように、この日程は正直申しまして、資料3をつくりましたが、相当タイトでございます。右にワーキング・グループの各主査等がお決めいただいている日程を入れておりますけれども、ほぼ毎週、あるいは週に2回くらいペースでやっていただく格好になっておりますので、これでいろんなものを進めていきますと、11月中というのはかなりハードなスケジュールになっているというふうに承知はいたしております。

○八代委員 高原委員が出されたのと、事務局とは1週間しか違わないんですが、その1週間がかなり大きいんじゃないかなと思っております。

1つは、例えば今行われている医療制度改革というのは、どうも11月末に結論が出るらしいので、そうすると、それから1週間遅れると余り意味がないわけです。

それから、労働関係も同じように与党内調整をするためには、11月中に片づけておかなければいけない。

そういう意味でわずか1週間ではありますが、こっちが11月上旬を目途にやっていると、全部ピンボケになってしまう恐れがあるんじゃないか。各省庁が全くやっていないことであればこのスケジュールでいいと思うんですが、医療とか労働とか、既に今動き出している部分について、この事務局案でいいのかどうかというのを是非お聞きしたいと思います。それから、ゼロからやるんだと確かに大変ですが、あらゆる分野について既に規制緩和委員会の財産があるわけでありまして、ですから、そういう意味で1週間くらいの違いはそれほど大きなものではないんじゃないかと思えます。

事務局に、是非その点についてお伺いしたいと思います。

○坂政策統括官 例えば医療とか労働というのは、医療改革でこの前厚生労働省が出してきた部分というのは、実は規制改革会議の中間とりまとめ、ないしは部分的には経済財政諮問会議の基本方針というものがあるからこそあれが出てきたんでありまして、こちらの動きと別に厚生労働省が特に我々に関係するような部分について動くというのは事実上ほとんど考えられないので、そういう意味ではこちらが、例えばスケジュールでやっていて、医療制度改革についてあちらがとっとと進んでしまうということというのは余り考えられないと思います。

更に申し上げますと、この間の医療制度改革の厚生労働省案というのが出てきましたけれども、そのうちの規制改革に関する部分だけは、またがたがたするといやだと思ひまして、先週の先行改革プログラムに入れますよということを取って書いてありまして、そういう意味では医療については、規制改革に関する部分については、余り心配はないと思います。

それから、労働関係も、こちらが何にも言わないのに動くということはほとんど考えられないということで、事実上こちらがいろんなことを言っているから少し動いているということなんです。

むしろ労働などにつきましては、この前の先行プログラムで書き残していることというのが当然ございまして、それを12月までにもっと詰めるというか、もう1ラウンドやらないと、事が進まないということかなと、実感としてはそんな感じを持っております。

○八代委員 坂さんが言われたことと同じなんですけど、問題はその中身で、例えば労働についても、例えば物の分野について派遣を外すという方向で検討するということが書いてあるんですけども、いつまでに検討するかというのがもう一つ詰め切れていないわけなんです。

ですから、結局私の理解では、条件闘争に入っているわけで、やりますと言いながら、やる時期をずるずる引き延ばそうとしている。ですから、逃げ道を絶つためにも、もうちょっと細かい、いつまでというところで具体的な中身についてもちょっと担保をしておく必要があるんじゃないか。それは向こうが決めてしまう11月末までにこちらも出さなければ影響力が行使できないんじゃないか。これからは非常に細かい点でやって、何も新しい項目を今から追加という意味ではないわけで、先方が実施するという中身の詰めをこちらと一緒にやらなきゃいけない。それをやるためには、12月上旬では、ちょっとずれてしまうんじゃないかなという懸念だけでございます。

○梅村審議官 今、労働関係の方、基準局関係、職安局関係、両方とも審議会を立ち上げてまして検討を開始しておりますけれども、医療みたいに政府の関係で11月末に何か決めるという話は必ずしも私は承知はしておりません。

それから、今、委員が言われましたように、労働の中身の感じですが、今回もかなりやりましたが、法律に関わる事項は正直言ってしつぽを切ることができませんでした。それは中間報告のときに議論をしましたときにも、そうでございますけれども、我々としては、委員の皆様と同じように、なるべく早くやっていただきたいという思いはそうなんですけれども、あのときの整理は、とりあえずは法律改正に絡まないもの年度内全部やっていただこうと。政令、省令、告示のレベルのものは年度内にやりしようということで、全部期限をそのときに付して、今回の中間報告にもそのとおりに大体やっていただいて、場合によって、それよりも若干前倒しの感じで作業をしていただいております。

法律に関わるものも、本来ならば、ここも次期臨時国会とは言わないけれども通常国会くらいという話もいろいろしたわけですが、総理からも直接そういう前倒しというお話があったわけですが、合意というか、厚生労働省はそこまで今回踏み込むことかできないというのが現状でございます、ここら辺が今後の引き続きの課題であるのかというふうに思っておるところでございます。

○村山委員 今の前倒しに対しての意見なんですけれども、2つ、言いたいことがございまして、1つは、都市再生の方では毎週必ずやることになっておりますけれども、要するに中間とりまとめに対して最終とりまとめが更に深掘りして、更に具体的になって、もう少し広いエリアで効力のある部分でやろうと思っておりますと、今のスケジュールでもかなりきつきつでございますので、全体を1週間なり2週間なり1か月なり前倒しするということは、心意気的には賛同するところではありますけれども、非常に主査として、テクニクとしては難しいかなと思っております。

2つ目のポイントなんですけれども、各ワーキング・グループのところ、年末まで待たずにできるものというものが幾つかあると思いますので、それを前倒しでやるというような形、全体をあえて前倒しをして、逆に議論が未熟なまま終わってしまっただけの本末転倒になると思いますので、できるものをアグレッシブに出して行って前倒しでやれるようなものは、積極的に出していくという形になさった方がよろしいのではないかなと私は思っております。

○宮内議長 何かコメントございますか。

○鈴木委員 医療の問題については、この前事務局で大変頑張ってもらって、一応文言の

上では入ったというのは高く評価しておりますけれども、あれはスタートラインであって、それ以上の何物でもないわけです。だから、これから後、物によっては何も今年の12月ではとても解決しない。来年になる、再来年になるというのはあると思いますけれども、その中身というのは何だということを、これ丸投げしたら意味ないわけなんです。ですから、中身はどうだということを摘めるということかこれからの非常に重要な問題になってくると私は思うんだけど、ここら辺は意思統一しておきたいんだが、あれで厚生労働省はやるから大丈夫だと思ってしまうのか、そして、やったものに対してそれをチェックするというのか、それとも中身をつくる過程の中で我々の意見というもの、人のつくったものを後で文句を言うんじゃないかと、つくる過程の中で議論するのか、私は当然後者だと思っておりますけれども、そこら辺はどうなんです。

もしそうだとすると、かなり頻繁にやらなくちゃならない。ここに医療の項目は入っていないけれども、現実にはこれ以外のところでも随時にもっと激しい頻度でやっておりますけれども、そのつもりで今勉強をし、要するに中身を決めるためということでやっておるんですけれども、そこはあれで済みなのか。そこはどう考えますか。

○坂政策統括官 医療につきましては、ほかの分野に比べまして、従来の蓄積がありましたので、中間とりまとめもかなり具体的なことが細かく書いてあったわけです。それが厚生労働省もわかりましたということで、大体9割方は既に厚生労働省も乗ってきているという状況だと思います。

ただ、まだ9割でございまして、まだ1割くらいは残っておりますし、例えば薬局の話などは全然残っているわけです。あるいは物によっては、やるとは言っているけれども、今、鈴木主査がおっしゃったように、本当にちゃんとやるだろうな。やると言ってもいろんな程度があったりすることもあり得ますので、それをちゃんと見ていなきゃいかぬということも当然あると思います。

更に中間とりまとめは中間とりまとめでございまして、中間とりまとめに書いていないことでも、これから取り上げるべきことというのも各分野あろうかと思えます。医療は比較的少ないのかもしれませんが、当然各分野それぞれあろうかと思えます。

そういう意味ではこれで終わりということでは、今申し上げたような3つの意味でこれで終わりということではないだろうと私は考えております。

○鈴木委員 私は例えば、レセプトのIT化、これはフロッピーなどで出すという意味ではなくて、オンラインで出して、それによってソーティングを掛けていくというところは、これはスタート中のスタートであって、これが掛からなかったらすべてスタートしないし、

それがいけば全部解決するというんだけど、そこは何か曖昧模糊としておる。そういうところがあるから、そういうところの問題。

あるいはDRPPSというものをやるとしたら、どういうところで、どういう内容でやっていくのかというところまで入らないと物事は進まないという感触を強く持っておるんです。任しておくと、要するに今までの二の舞いということで、言葉では解決できないということで、そこは入らなくちゃいけないと私は思っておって、今はとば口入っておるだけのことだという認識なんです。

○坂政策統括官 おっしゃるような事情というのは当然あると思います。確かに御指摘のように、レセプトにつきましては、省令の廃止というのを今日やりまして、あれは12月1日施行ということで、とりあえず入り口はスタートしたわけです。禁止しているのは外したということまでは既にいったわけですが、これも数年来言っていてようやく今日なったということですが、レセプトの禁止を廃止しただけでは実はなかなか物事は動かないというのも事実だろうと思います。それを動かしていくには、いろいろほかの手段も要るでしょうし、あるいは今鈴木主査がおっしゃったように、単にレセプトだけの問題では実ではなくて、大きくは医療の標準化とか、いろんな問題がそのバックグラウンドとして絡んでいるわけで、あるいはその入り口としての意味かもしれないということは当然あるわけで、それはそれで医療の標準化というのも、この間の改革先行プログラムにも書いてありますけれども、これを実際にどれくらいのスピードで、どういうふうに具体的に進めていくかというのは、これから更に具体的に見ていかななくちゃいけないという問題であるということはおっしゃるとおりだと思います。

○宮内議長 あと御意見ございますでしょうか。これ10月にワーキング・グループを始め、6分野プラスその他の分野で作業の進み具合というのは、10月の動きによって違ってくるわけで、このスケジュールにつきましても、具体論としては1週間の差かもわかりませんが、これにつきましては、引き続き作業の進め方を見ながら、また次の作戦を考えていくということでよろしゅうございませうか。

先ほど鈴木さんのおっしゃったように、私も長いことやり過ぎて、人が悪くなったのかもわかりませんが、最後の文面、句読点まで見ないと信用できないと。だまされたと言っただけではありませんけれども、最後の折衝のところまでこの委員会が関与しないと危ないという感じを強く持つ一人でございますので、大変委員の皆様方、事務局の皆様方、10月は大変な月でございますけれども、重点6分野と通常分野、2年分を一遍にやっているということでございますし、御苦勞様でございますけれども、よろしく頑張っていた

くということをお願いしたいのと、スケジュールにつきましては、できれば前倒ししたいということ、10月の推移を見るということにさせていただいて、そういうことでよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○宮内議長 それでは、あとはよろしゅうございますか。

それでは、遅くなりました。以上をもちまして本日の会議を終わります。ありがとうございました。